

平成30年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年9月6日（木曜日）

○議事日程（第2号）

平成30年9月6日（木）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第51号 | 尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第52号 | 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第53号 | 記号式投票に関する条例の廃止について |
| 日程第 5 | 議案第54号 | 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第55号 | 平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 7 | 議案第56号 | 平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第57号 | 平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第58号 | 平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第59号 | 平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第60号 | 平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第61号 | 平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第62号 | 平成29年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第63号 | 平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
(提案説明、審議留保) |

日程第 15 議案第 64 号 尾鷲市教育委員会委員の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 16 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 17 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 18 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 19 報告第 8 号 平成 29 年度健全化判断比率及び平成 29 年度資金
不足比率の報告について

日程第 20 報告第 9 号 専決処分事項について (損害賠償の額の決定)
(報告、質疑)

○出席議員 (13 名)

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	佐 野 憲 司 君
政策調整課長	大 和 勝 浩 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	宇 利 崇 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君

税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	内 山 雅 善 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	竹 平 專 作 君
商 工 観 光 課 長	北 村 琢 磨 君
商 工 観 光 課 参 事	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	内 山 洋 輔 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 本 功
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

〔開議 午前 9時59分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、11番、高村泰徳議員、12番、野田弘雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から日程第14、議案第63号「平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 平成30年第3回定例会の開会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、まず、一昨日の台風21号の概況を御報告させていただき、次に、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、一昨日の9月4日、ことし最も強い勢力の台風21号の影響により、当地域においては、朝から風が強くなり、最も接近した昼過ぎには、風雨がさらに高まり、午後1時半ごろには、1時30分ごろには、瞬間最大風速45メートルの激しい風を記録し、市内各地で大きな被害が発生いたしました。

人的被害の報告は現在受けておりませんが、屋根瓦やガラスの破損、電柱、看板の倒壊、倒木、さらには長時間にわたる停電などが発生いたしました。被災者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

なお、停電につきましては、昨日午後11時ごろ、全ての地域で解消されてお

ります。

被害状況につきましては、担当職員に鋭意調査させておりますが、公共施設も多数被災し、市内全ての被害状況を把握するまで、いましばらくお時間を頂戴いたしたく存じます。

なお、本日午前３時８分ごろ、北海道胆振地方を震源とする震度６強の地震が発生し、甚大な被害が明らかになってきております。今後の状況によっては、災害派遣などについても、県の要請に応じ、対応していきたいと考えております。

また、本市でも巨大地震の発生が危惧されていることから、市民の皆様には、自然災害対策として、自助、共助の意識の向上を図っていただきたく、お願い申し上げます。

次に、当面の諸課題の現況説明と市政の要点について申し述べます。

まず、中部電力尾鷲三田火力発電所用地活用検討についてであります。

本年５月、本市と中部電力において、発電所用地の活用検討を協力して進める新たな協定を締結し、共存共栄の理念に基づき、パートナーシップを強化しているところであります。このような中、先月２４日に、当該協定に基づき、中部電力、尾鷲商工会議所、本市の３者を会員とし、さらに、オブザーバーとして三重県、三重大学にも御参加いただき、より具体的に検討を進める、おわせＳＥＡモデル協議会を発足いたしました。

広大な発電所用地の活用については、今後の尾鷲の再生を担う非常に重要な位置づけと捉えていることから、知恵を出し合いながら、検討を進めていく必要があります。

本協議会におきましては、まず、本年度末までにグランドデザインを策定してまいります。また、地域経済の活性化、雇用の創出、集約交流人口の拡大、市民サービスの向上について、幅広い御意見をいただきながら、あらゆる検討を行い、グランドデザインへの反映を考えているところであります。

今後、市ホームページなど、御意見を集約できる仕組みづくりを整え、市民の皆様、市議会を初めとする関係機関、団体の皆様によるオール尾鷲で、用地活用について検討を進めてまいりますので、格別の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、市政改革についてであります。

まず、指定管理者制度の抜本的な見直しであります。

指定管理制度につきましては、平成１８年度から、本市の公の施設に制度導入

を図り、現在、8施設において運用を行っているところではありますが、導入以降12年が経過する中で、導入に関する基本方針もなく、また、評価、検証が実施されていない状況となっております。

このことから、本年4月より、市政改革担当において、導入基本方針及び導入施設におけるモニタリング等の基本方針を定めるべく準備を進め、7月に完成いたしました。

そのような中で、本年度に指定管理期間が終了する5施設を対象に、導入基本方針にのっとり、管理・運営形態、指定管理料の抜本的な見直しを実施したところであります。

今後、残り3施設におきましても、モニタリング等の基本方針も活用しながら、評価、検証を実施し、見直しを行ってまいります。

次に、全事業の見直しについてであります。

本市の厳しい財政状況を踏まえ、10月中旬を目途に、全ての既存事業及び新規事業について、必要性・緊要性、妥当性、有効性、効率性及び類似性の五つの観点から評価、検証を実施し、事業の見直しを図ってまいります。

この事業の見直し結果につきましては、検証結果ができ次第、改めてお示しさせていただきます。

その他の取り組みといたしましては、職員提案である市民への三重とこわか国体啓発を目的としたオリジナルポロシャツの制作、着用について、職員みずから、デザイン提案から、自費による購入まで、自主的かつ主体的に行動し、先月末に完成した次第であります。こうした職員一人一人の意識の変化が行動にあらわれ、そして、市政改革という大きな流れをつくるきっかけになると考えております。

今後も職員の意識改革はもちろんのこと、より具体的に、時間軸を持って、市政改革をなお一層進めてまいります。

次に、おわせ港まつりについてであります。

去る8月4日に開催されました第68回おわせ港まつりにつきましては、晴天に恵まれ、朝から、イタダキ市を初め、恒例となりました魚つかみ大会、カッター大会が盛大に開催されました。

また、午後からの特設ステージでは、ことしは、東海テレビ「スタイルプラス」の番組企画による、元プロ野球選手の和田一浩さんなどの進行による大抽選会や尾鷲高校軽音楽部、フラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会、ロッ

クジャム、尾鷲節保存会こども太鼓など、多くの皆様の御出演による多彩な催しが繰り広げられ、フィナーレの海上花火大会では大輪の花が晴天の夜空に咲き乱れるなど、顧客を魅了したところであります。

本年は、東海テレビの番組の応援もあり、市民のみならず、市外、県外から過去最高の5万人という来場者数で、大にぎわいの1日でありました。

これも、市民の皆様、企業、事業所の御理解による御協賛と、おわせ港まつり実行委員会やごみナビゲートなど、たくさんのボランティアの皆様による御協力のおかげであり、敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

また、本年度後半には、全国尾鷲節コンクール、おわせ海・山ツーデーウォーク、尾鷲磯釣り大会など、市内外の方々に訪れていただくためのさまざまな集客イベントを開催してまいります。

今後も重要な地域資源を利活用し、観光交流等に取り組むことにより、本市への経済効果につながってまいります。

次に、おわせ魅力発信についてであります。

魅力発信については、あらゆる分野の活動にかかわりながら、市内の魅力を集客交流や販売促進につなげていくことを念頭に、さまざまな手法で情報発信に努めているところであります。

まずは、尾鷲という地名を関西圏、中京圏を中心に、もっと多くの方に認識してもらい、具体的に理解してもらうために、テレビなどでのPRや関西の旅行会社、県内の商業施設において、尾鷲市観光PR展を開催するなどの取り組みを行い、知名度、認知度アップに努めているものであります。

また、販売促進の観点では、関西圏を中心に、百貨店や食品流通会社等に尾鷲の商品、特産品を紹介しながら、地元事業者と流通バイヤーのマッチングを行い、双方のビジネスチャンスにつながる事例については、一部取引も始まるなどの成果も出ております。

今後は、尾鷲商工会議所や尾鷲観光物産協会、また、水産、林業関係団体等と連携して、こうした取引の経験を生かしながら、ともに流通しやすい商品、産品づくりなども進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、このような取り組みは一朝一夕に成果の出るものではないことから、より戦略的な情報発信のあり方を研究するとともに、また、地域の主体的な活動に対し、人的労力や知識、手続等において、積極的な支援を行いながら、魅力発信に努めてまいります。

次に、農業の振興についてであります。

本年８月から、三木里地区において、農業経営の不安定な就農初期段階を支援することを目的に、国の農業次世代人材投資事業補助金を活用した支援を新規就農者１名に対して実施し、育成に取り組んでいるところであります。

また、同地区において、県の中山間地域総合整備事業を活用した新規の農道整備を進め、営農活動の向上に向け取り組んでいるところであります。現在、用地買収に向けた地権者との協議もおおむね完了し、間もなく新規農道の工事発注となる予定であります。

次に、天満地区におきましては、甘夏を中心としたかんきつ類生産が盛んであり、また、生産活動には、農道北浦水地線の供用が不可欠であります。しかしながら、経年劣化による舗装の傷みが激しく、出荷時の荷傷みも懸念されていることから、これを解消すべく、継続的に舗装工事を実施してまいります。

これら施策を推進することで、就農意欲の喚起及び就農後の定着を目指すとともに、営農活動の向上に引き続き取り組んでまいります。

次に、林業の振興についてであります。

みえ森と緑の県民税を活用した林業研修センター木質化事業につきましては、木の香る快適な環境を提供することを目的に、内装を尾鷲ヒノキ材で木質化いたします。

現在、１０月から１２月末までの工期を予定し、準備を進めているところであり、利用者である市民の皆様や林業関係者等に快適な空間を提供することのみならず、モデルハウスとして活用することで、尾鷲ヒノキのＰＲにつなげてまいります。

次に、同県民税を活用した人家裏等危険木伐採事業につきましては、生活環境の保全や向上を目的に、自治会や地区会が事業主体となり、人家に密接する山林での危険木を伐採することに対し、その費用の一部を補助するものであります。これにより、地区の皆様とともに、倒木による災害を未然に防ぎ、安全安心な生活環境の構築を図ってまいります。

いずれにいたしましても、みえ森と緑の県民税の基本方針である、災害に強い森林づくり、県民全体で支える社会づくりの趣旨のもと、本市の実情に応じた施策を引き続き展開してまいります。

次に、県の補助金を活用した森林環境創造事業につきましては、環境林としての整備計画に基づいた森林を対象としており、現在、整備計画の承認を受け、標

準値調査と間伐事業の準備を進めているところであります。

本事業実施により、森林の適正管理が行われることで、水源かん養機能、土砂災害防止機能や生物多様性の保全といった、森林の持つ公益的機能を発揮させてまいります。

次に、林道基盤整備事業につきましては、国の農山漁村地域整備交付金を活用しながら、林道における橋梁の経年劣化に伴う修繕工事を実施しているところであります。

現在、林道龍の谷線の橋梁2橋において発注準備を進めており、橋梁の長寿命化とともに、林道使用者の安全管理に取り組んでまいります。

次に、市有林主伐事業につきましては、市有林主伐事業計画のもと、毎年、主伐材を安定的に尾鷲木材市場協同組合へ出材しており、競り市への参加業者数の増加と市場の活性化につなげているところであります。

本年度につきましては、昨年度まで実施してきたクチスボ地区から早田地区へと移行し、主伐事業を実施いたしますが、現在、搬出業者と契約を締結し、伐採、搬出の準備を進めているところであります。

このように市有林材を毎年出材することにより、安定供給に基づく需要の拡大、地元林業界の活性化、そして、尾鷲ヒノキのブランドのさらなる伸展につなげてまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

近年の水産業は、水産資源の減少とともに、全国的な魚価の低迷と生産コストの増加が大きな課題となっており、加えて、漁業従事者の高齢化が進み、後継者、担い手不足がますます深刻化しております。

水産業界において厳しい状況が続く中、今月3日に、三重外湾、尾鷲、大曽根、海野の4漁業協同組合が合併し、三重外湾漁業協同組合として新たに発足いたしました。

漁協は、地域の水産業の中核的組織であり、漁業者のさまざまなニーズに応えつつ、組織の効率化や販売力の強化を図り、組合員の所得向上と漁協の経営基盤の強化に取り組まれております。

今回の漁協合併により、市内の漁協は一つに集約され、本市の漁業振興に三重外湾漁協が果たす役割はますます重要となることから、今後、一層の連携を図ってまいります。

また、漁業後継者・担い手対策につきましては、これまでも漁業関係者と連携

した尾鷲市漁業体験教室の開催や、都市部での農林漁業就業・就職フェア等を活用した情報発信など、漁業就業希望者へのアプローチを続けております。

三重外湾漁協尾鷲事務所における早田漁師塾につきましては、漁業就業希望者に対する就労支援の促進及び漁業に関する知識、技術の習得を目的として、引き続き地元漁業者等の指導のもと、約１カ月間の実践的な研修に取り組まれています。

本年度におきましても、地元負担と市の補助による運営で継続し、第７期漁師塾を１０月下旬に開校予定であり、受講生の募集が開始されたところであります。今後も漁協、県漁連等を初めとする水産関係団体、県などとも連携しながら、漁業の知識や技術習得をスムーズに実践させることで、就業体制の確立を目指してまいります。

次に、水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、現在、須賀利漁協の機能保全工事を実施しており、本年度が、本地区における最終年度となります。

また、他の市内漁港についても、機能保全計画に基づき、順次工事を実施していくことで、漁港施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、鳥獣害対策の推進についてであります。

現在、獣害パトロール員２名を雇用し、被害多発地域の見回り、迅速な追い払いや猟友会による捕獲等を実施しております。

本年度も、有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業を活用し、８月末現在、ニホンザルについては１６頭、イノシシ５２頭、ニホンジカ１８４頭を捕獲しており、積極的な捕獲による頭数調整が被害の軽減につながっているものと考えております。

農作物被害の対策については、被害多発地区のパトロール等を強化し、加えて、自治会、地区会へ、県と市による獣害勉強会の呼びかけを行い、獣害に対する知識や対策方法について理解を深めていただき、市と地区住民が協力した、獣害に強い地域づくりを目指してまいります。

一方、本年度に入り、熊らしき動物の目撃情報が５回寄せられており、目撃情報を寄せられた地域へのパトロールや注意看板設置、防災行政無線、エリアワンセグ及びホームページ等を通じ、市民の皆様に注意喚起を行ったところであります。

ツキノワグマについては、県指定希少野生動物種であることから、今後においても、目撃された場合は、県が作成したツキノワグマ出没等対応マニュアルに基

づいた対応を行うとともに、迅速な情報共有による関係機関との被害防止対策を実施してまいります。

次に、良好な生活環境の保全についてであります。

公共用水域の水質保全につなげるため、合併処理浄化槽の普及促進を図り、家庭から排出される生活雑排水については適切に排水処理を行い、環境への負荷を低減させていく必要があります。

また、本市のし尿処理施設である尾鷲市クリーンセンターを適正に運営管理することで、生活環境の保全に努めているところであります。

当施設は、平成18年度より稼働しており、平成25年度から平成30年度までの6年間は、包括複数年整備運営管理業務委託の中で、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理及び施設の維持補修管理を行っております。来年度以降の更新においても、6年間の同様な業務委託を行い、委託費の平準化や維持管理の効率化による費用の削減に努めてまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

近年、夏の暑さは尋常なものではなく、全国的にも熱中症患者が多数出ており、救急搬送されるといった事例も多発しております。

これまでも各学校には、熱中症対策として、小まめな水分の補給や高温時の運動や外出を控えること、また、子供たちの健康観察を確実にを行い、様子がおかしいときには迅速な対応をすることなど、教育委員会より指導、助言を行っております。あわせて、6月下旬から7月下旬までの教室の気温を報告させ、子供たちの学習環境の実態把握に努めております。

この2学期につきましても、暑い日が続くことが想定されますので、油断することなく、子供の安全安心のために努めてまいります。

次に、第6回おわせっこ共育フェスティバルについてであります。

これまで、市内の子供たちが集い、見合い、聞き合う学びの場として、また、自信や意欲につながる体験の場として、本事業を実施してまいりました。それぞれの学校が工夫を凝らした発表を繰り広げており、観客に感動を与え、また、子供たちにも、発表を通じて大きな自信を持つことにつながっております。

今年度につきましても、「尾鷲に生きる！！」をテーマに、せぎやまホールにて11月2日に開催いたしますので、保護者や地域の皆様にもぜひ御来場いただき、次代を担う子供たちに励ましの声援を送っていただきたいと思いますと思っております。

次に、子育て支援についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住、移住につなげる子育てしたい・しやすいまちづくりに取り組んでおり、福祉保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健及び児童福祉の充実に取り組んでおります。

産後早期により、母子への心身のケアと育児サポートを行う産後ケアでは、出産後、体調が回復していない育児不安の強い母親に対し、尾鷲総合病院において、宿泊及び通所サービスを実施しております。

また、子ども医療費助成事業につきましては、本年9月診療分から、助成の対象を、小学校卒業から中学校卒業まで拡大して実施いたします。これにより、児童の健康、福祉の向上、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

加えて、未就学時に対する福祉医療助成制度の充実を目指し、県の制度として整備が進められている医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付について、紀北町との同時実施を目指し、紀北医師会等の協力を得ながら、来年度の実施に向け取り組んでまいります。

次に、三重とこわか国体・三重とこわか大会についてであります。

本年7月18日開催されました公益財団法人日本スポーツ協会理事会におきまして、第76回国民体育大会の開催地を三重県とすることで、会期を2021年9月25日から10月5日までの11日間とすることが決定されております。

これにより、本市で正式競技としてのオープンウォータースイミングが、また、デモンストレーションスポーツとしてのウォーキング、クップ、ユニカールの計4競技を行うことが決定いたしました。

この決定を受けて、先月29日には、本市の国体開催に関連する競技、教育、産業など幅広い関係者や市民の代表者の方々による、三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会を設置したところであります。

国体の開催に当たりましては、市民の皆様方の総力を結集し、成功につなげてまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市では、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めております。

中でも、高齢者の集いの場づくり、ごみ出し支援、見守りや買い物支援などについて、生活支援コーディネーターを中心に、地区住民や関係機関と仕組みづく

りに取り組んでおります。

現在、九鬼地区をモデル地区として、地区住民、集落支援員等と協働し、買い物や通院等の移動支援について具体的な取り組みが進んでおり、実施段階に来ているところであります。

続いて三木浦地区をモデル地区に加え、地区住民や関係機関との協議により、地域の資源やニーズも抽出を進めており、九鬼地区での取り組みを参考にしながら、地区のニーズに合った支援体制づくりを進めております。

今後も地域包括ケアを着実に進めるため、各地区のニーズに合った生活支援体制を構築してまいります。

また、在宅医療介護連携につきましては、尾鷲総合病院に開設した紀北在宅医療・介護連携支援センターを中心に、医療及び介護事業所への相談支援や在宅医療、訪問看護に関する情報提供を中心に、尾鷲総合病院と連携しながら取り組みを進めております。

今後も医療介護を初めとする多職種連携を推進するため、事例検討会などの研修会や市民の皆様への講演会を開催するとともに、紀北医師会を初めとする関係機関との連携により、在宅でのよりよい生活支援を目指して取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。

大正12年9月1日は関東大震災が発生した日で、台風の多い時期でもあることから、毎年この日を防災の日、この日の前後を防災週間として、全国的に防災に関する取り組みが実施されております。

本市におきましては、今月2日に、尾鷲市防災訓練を実施し、各自主防災会、自治会を合わせ40団体、約1,800名の参加がありました。

自然災害への対策は、自分の命は自分で守る自助、ともに協力して助け合う共助が極めて重要であります。このことから、緊急地震速報による危険回避行動訓練や大津波警報による避難訓練を実施することで、自助の意義の向上を図り、また、その後に、消火・救急・資機材取り扱い訓練を実施することで、共助の意識の情勢を図ることを目的に本訓練を実施したものであります。

訓練内容につきましては、各自主防災会が企画し、訓練指導を地元消防団員や消防職員が行うことで、地域みんなで災害に対応するという連帯感の強化も図ることができたものと思っております。

毎年実施しております尾鷲市防災訓練であります。市民の皆様には防災文化を

定着させ、さらに醸成してまいりたいと考えておりますので、本市全域被災者ゼロを目指す中で、今後においても訓練への積極的な参加をお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンプロジェクトにて策定いたしました実施計画のもと、自主財源の確保のみならず、尾鷲特産品のPRと販路拡大につなげるキャンペーンを実施しております。

本年4月から、ふるさとの納税ポータルサイトの充実を初め、従来から提供していた食品類に加え、肉類やアルコール類など、新たな返礼品をラインナップいたしております。

また、都市部でのガイドマップを使つてのPR活動、当地域での体験ツアーの実施など、尾鷲に貢献、応援したいと考えているいただける取り組みを実施しているところであります。

さらに、寄附者のリピートの確保を目的として、おわせ港まつりの特別観覧席に216名の方を御招待し、好評をいただきました。

ふるさと納税におきましては、寄附を検討している方に対し、まず、尾鷲を知ってもらう機会を設けること、特産品に注目していただくことが重要な要素となっております。引き続き返礼品のさらなる充実を図りながら、このキャンペーンを推進し、ふるさと納税の獲得に取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から議案第63号「平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの13議案について、御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が昨年6月に公布され、施行される平成31年3月31日以降に告示される都道府県議会議員の選挙及び市区議会議員の選挙についても、選挙運動用ビラの頒布を認められるようになったもので、条例で定めることにより公費負担とするため、同条例を改正するものであります。

4ページの議案第52号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきましては、本市では、奨学金貸与対象の学校種別においては、専修学校の修業年限を短期大学等と同様の2年以上としておりますが、学校教育法では専修学校の

修業年限は1年以上と規定されており、奨学金制度をより多くの方に活用していただくためにも、学校教育法と同様に、本市条例に規定する専修学校の就学年限を1年以上に改めるものであります。

また、条例に規定されている選考委員会に係る規定を削除し、新たに尾鷲市奨学金貸与選考委員会設置規則を制定するものであります。

次に、6ページの議案第53号「記号式投票による条例の廃止について」につきましては、現在、本市においては、市長選挙及び同時に執行される市議会議員の補欠選挙に限り、記号式投票を適用していますが、自書式の期日前投票の利用者が増加していること、また、投票用紙分類機の導入により、自書式投票用紙の分類が容易となったことなどから、自書式投票に統一いたしたく、同条例を廃止するものであります。

次に、8ページの議案第54号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から11ページの議案第57号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について、御説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計では3億7,692万円、国民健康保険事業会計で1億5,793万3,000円、後期高齢者医療事業会計で561万7,000円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で1,979万9,000円、歳出で3,056万4,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を187億3,629万4,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

8款地方特例交付金は、額の確定により103万6,000円を増額するものであります。

9款地方交付税は、普通交付税の額の確定により1億2,283万3,000円を増額するものであります。これは、基準財政収入額で主に固定資産税の減額により、総額として減額となる一方、基準財政需要額においても社会福祉費では増額となったものの、多くの費目において単位費用等の減により減額となったこと

から、総額として減額となりました。基準財政需要額の減額幅と基準財政収入額の減額幅がほぼ同等であったことから、交付基準額についても、ほぼ前年度並みになったことによるものであります。

13款国庫支出金614万6,000円の増額は、認知症高齢者グループホーム等の改修及び修繕に係る補助金に対する、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金496万3,000円の追加が主なものであります。

14款県支出金84万4,000円の増額は、自殺対策計画策定及び自殺予防事業に対し、自殺対策緊急強化事業補助金50万5,000円の追加が主なものであります。

15款財産収入100万8,000円の減額は、尾鷲市中央駐車場を使用禁止にしたことに伴い、土地、建物の賃貸借契約を変更したことによる管財関係土地貸付料の減額であります。

16款寄附金8万円の増額は、一般寄附金として1団体から御寄附いただいたものであります。

17款繰入金331万7,000円の増額は、前年度等の精算金として、後期高齢者医療事業会計から51万3,000円、国民健康保険事業会計から280万4,000円を繰り入れるものであります。

18款繰越金2億3,332万1,000円の増額は、平成29年度決算に伴う繰越金であります。

19款諸収入615万1,000円の増額は、健康増進計画策定に対する、公益財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金500万円の追加、尾鷲観光物産協会補助金前年度清算金115万1,000円の追加であります。

20款市債420万円の増額は、平成30年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、総務費では、財産管理費で、基金積立金として、財政調整基金積立金2億1,616万4,000円、都市計画事業基金積立金8,047万6,000円の

ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

コミュニティセンター費で、集落の維持・活性化対策を推進するため、梶賀地区において、集落支援員を設置するための経費 113 万 4,000 円の追加であります。

民生費では、各事業における前年度精算金の追加のほか、老人福祉費で、認知症高齢者グループホーム等の改修及び修繕に対する支援として、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 496 万 3,000 円の追加、市外の施設への 1 名分の入所費用として、老人福祉施設入所者措置費 177 万 2,000 円の増額であります。

教育費では、学校管理費で、平成 31 年 3 月 31 日付で休校となる三木・三木里小学校の休校記念誌作成補助金として 60 万円の追加であります。

公債費では、平成 29 年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で 95 万円の増額、公債費利子で 337 万 3,000 円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

5 ページをごらんください。

いずれも追加で、まず、福祉医療費助成制度システム改修業務委託費につきましては、未就学児の医療機関での窓口負担無料化を平成 31 年度中に実施するに当たり、平成 30 年度からのシステム改修作業が必要となるため、債務負担行為を設定するものであります。

尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託につきましては、安全性の確保と経費の削減につながることから、その期間を 6 年間とし、それに伴い、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託についても、期間を 6 年間とするものであります。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料につきましては、本年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

6 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は 1 億 5,793 万 3,000 円を追加し、歳入歳出総額を 26 億 6,747 万 7,000 円とするのであります。

歳入は、前年度からの繰越金 1 億 5,793 万 3,000 円の増額であります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金 1 億 1,853 万 7,000 円の増額、諸支出金で、額確定による一般被保険者返還金 3,070 万 1,000 円、退

職被保険者返還金 5 4 8 万 3, 0 0 0 円の増額、事業費等の精算による一般会計繰出金 2 8 0 万 4, 0 0 0 円の追加が主なものでございます。

7 ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は 5 6 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出総額を 6 億 2, 1 4 4 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 5 6 1 万 7, 0 0 0 円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金 5 1 0 万 4, 0 0 0 円の増額と、諸支出金で一般会計への繰出金 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額であります。

8 ページをごらんください。

病院事業会計であります。

資本的収入及び支出は、収入で 1, 9 7 9 万 9, 0 0 0 円の増額であります。これは、企業債において、医療機器の更新等に伴う 1, 9 5 0 万円の増額と、寄附金において、1 名の方から御寄附をいただいたことに伴う 2 9 万 9, 0 0 0 円の追加であります。

支出では、3, 0 5 6 万 4, 0 0 0 円の増額であります。これは、資産購入費において、分娩監視システム 1, 2 9 6 万円、臨床検査システム 1, 3 2 8 万 4, 0 0 0 円、D P C 分析システム 4 3 2 万円の機器備品購入費の追加であります。

以上をもちまして、議案第 5 4 号「平成 3 0 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」から議案第 5 7 号「平成 3 0 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 4 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の 1 2 ページをごらんください。

議案第 5 8 号「平成 2 9 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、1 5 ページの議案第 6 1 号「平成 2 9 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 4 議案につきましては、いずれも地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、1 6 ページの議案第 6 2 号「平成 2 9 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と 1 7 ページの議案第 6 3 号「平成 2 9 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の 2 議案につきましては、地方交付公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 次に、佐野会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（佐野憲司君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（佐野憲司君） それでは、議案第58号「平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第61号「平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の平成29年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の10億6,029万9,000円に対し、歳入決算額は10億6,981万5,754円、予算現額に対する収入率は100％であります。歳出決算額は9億9,429万8,782円で、執行率は97.6％となり、歳入歳出差引残額は2億4,551万6,972円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の29億9,230万7,000円に対し、歳入決算額は30億6,541万1,291円、予算現額に対する収入率は102.4％であります。歳出決算額は29億7,477万7,149円、執行率は97.1％、歳入歳出差引残額は1億5,793万4,142円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億4,978万4,000円に対し、歳入決算額は6億4,920万1,188円、予算現額に対する収入率は99.9％であります。歳出決算額は6億4,358万3,479円、執行率は99.0％、歳入歳出差引残額は561万7,709円であります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の2億1,600円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の2億1,602,314円、収入率、執行率は99.9％、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、平成29年度の決算総額は、予算現額138億4,554,000円に対し、歳入決算額は138億8,659万5,477円、予算現額に対する収入率は100.5％であります。歳出決算額は13億4,775万2,172円、執行率は97.6％、歳入歳出差引残額は4億9,068,823円であります。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分３の歳入歳出差引額から区分４の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが、区分５の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が１，２１９万４，０００円でございますので、これを差し引いた２億３，３３２万２，９７２円が実質収支額となり、平成３０年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額１，２１９万４，０００円は、６月４日に開会されました平成３０年第２回定例会の報告第５号にて報告をさせていただきました。平成２９年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額７，１２７万７，０００円の財源内訳における一般財源分でございます。

特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は、歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりでございます。

次に、３ページ、４ページをごらんください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を、歳入款別決算額調により各款別の主なものについて御説明をさせていただきたいと思っております。

１款市税、予算現額２１億７，５２１万７，０００円に対し、調定額は２３億１，１１５万４，９１７円、収入済額は２２億２，７２３万７，４００円、一般会計収入済額全体の２１．９％を占めております。前年額との比較は２，８９３万７，７６５円の減少となっており、その主な要因は、個人、法人市民税及び市たばこ税の減収であります。不納欠損額は５７１万１，０７１円、前年度との比較は１，２３６万５，７０９円の減少であります。収入未済額は７，８２０万６，４４６円、前年度との比較は２５万６，７１５円の減少であり、収納率は９６．３％であります。

２款地方譲与税の収入済額は５，０８９万９，０００円であります。

３款利子割交付金の収入済額は４８５万３，０００円、前年度との比較は１３３万２，０００円の増加であります。

４款配当割交付金の収入済額は１，２１０万１，０００円、前年度との比較は３４６万４，０００円の増額であります。

５款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は１，１９１万９，０００円、前年度との比較は６８５万８，０００円の増額であります。

６款地方消費税交付金の収入済額は３億１，６１４万５，０００円であります。

７款自動車取得税交付金の収入済額は１，８５３万９，０００円、前年度との比

較は４９２万１，０００円の増加であります。

８款地方特例交付金の収入済額は６０３万９，０００円であります。

次に、５ページ、６ページのほうをごらんください。

９款地方交付税の収入済額は３５億７，２５８万４，０００円、一般会計収入済額全体の３５．１％を占めております。前年度との比較は３，０７４万５，０００円の減少であります。

１０款交通安全対策特別交付金の収入済額は２４７万１，０００円であります。

１１款分担金及び負担金の収入済額は１億３，３７５万２，７２７円であります。収入未済額は７３２万１，６３０円、主なものは、保育園入所保護者負担金であります。

１２款使用料及び手数料の収入済額は１億２，４２７万７，３０９円、前年度との比較は３１１万８，４７３円の減少であります。不納欠損額は１万６，８００円、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。収入未済額は７２６万１，０００円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

１３款国庫支出金の収入済額は９億４，４４１万６，９７３円、前年度との比較は１億３，３２４万９，５７４円の減少であります。これは、主に総務費国庫補助金及び民生費国庫補助金の減少によるものであります。

１４款県支出金の収入済額は５億７，５３８万５，７７５円、前年度との比較は４６３万８，８０８円の減少であります。これは、主に民生費県補助金の減少によるものでございます。

１５款財産収入の収入済額は３，７４０万３，４６２円であります。

次に、７ページ、８ページをごらんください。

１６款寄附金の収入済額は１億２，１７６万９，１１１円、前年度との比較は２，００７万３，６２８円の増加であります。これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、いわゆるふるさと納税の増加が主な要因であります。

１７款繰入金の収入済額は８億３，７４３万８，５９５円、前年度との比較は１，５９５万１８３円の減少であります。これは、財政調整基金繰入金の減によることが主な要因であります。

１８款繰越金の収入済額は２億７，２２５万９，１７１円であります。

１９款諸収入の収入済額は１億２，８１２万５，２３１円、前年度との比較は１，２７４万４，８５８円の増加であり、これは、雑入の増加が主な要因であります。収入未済額は１，０３９万８，０３３円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が１

51万2,500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が886万4,533円であります。

20款市債の収入済額は7億7,220万円、前年度との比較は1億1,380万円の減少であります。科目別の詳細につきましては備考欄のとおりでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額101億6,029万9,000円に對しまして、調定額102億7,873万734円、収入済額は101億6,981万5,754円、前年度との比較は3億3,958万1,527円の減少となり、不納欠損額は572万7,871円、収入未済額は1億318万7,109円、収入未済額の大半は市税でございます。

歳入全体の予算に対する収入割合は100%、調定に対する収入割合は98.9%であります。

一般会計、歳入の款別の決算額につきましては以上でございます。

なお、参考に、予算現額と収入済額との比較で各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由をこの主要説明書の35ページから38ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、9ページ、10ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて御説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億1,635万7,456円、前年度との比較は702万2,832円の減少であります。この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。執行率は94.4%でございます。

2款総務費は、支出済額18億1,947万7,687円、前年度との比較は2億86万4,438円の減少であります。主な要因は、一般管理費及び財産管理費の減少によるものであります。執行率は97.9%です。

3款民生費は、支出済額34億5,872万7,658円、前年度との比較は1億5,677万8,541円の減少であります。この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費の減少によるものであります。執行率は98.4%であります。

4款衛生費は、支出済額14億7,595万2,299円、前年度との比較は3,663万4,453円の増加であります。この主な要因は、病院費の増加によるもので、執行率は98.6%であります。

次に、１１、１２ページのほうをごらんください。

５款農林水産業費は、支出済額４億１,５０６万５,８１３円、前年度との比較は６,９２１万８,８４３円の増加であります。この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。翌年度繰越額５,０３９万４,０００円は、水産基盤ストックマネジメント事業であります。執行率は８７.４％であります。

６款商工費は、支出済額１億２,０７０万８,４７０円、前年度との比較は６,８８６万１,８９９円の減少であります。この主な要因は、商工費における観光費の減少によるものであります。執行率は９７.５％であります。

７款土木費は、支出済額３億６１６万２,９７７円、前年度との比較は１,７４４万２,９８８円の減少であります。この主な要因は、河川費及び都市計画費の減少によるものであります。翌年度繰越額２,０８８万３,０００円は、急傾斜地崩壊対策事業であります。執行率は９１.９％であります。

８款消防費は、支出済額４億６,９６９万４,３５８円、前年度との比較は２,２５３万３,４７３円で、増加であります。この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。執行率は９８.６％であります。

９款教育費は、支出済額６億１,９２０万１,６７３円、前年度との比較は３,４９６万３,０４８円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費及び社会教育費における公民館費の減少によるものであります。執行率は９７.１％であります。

次に、１３、１４ページのほうをごらんください。

１０款災害復旧費は、支出済額３１９万７,６１０円であります。執行率は７６.１％であります。

１１款公債費は、支出済額１１億１,９７５万２,７８１円、前年度との比較は４,１５１万３９円の増加であります。

１２款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額１０１億６,０２９万９,０００円に対し、支出済額は９９億２,４２９万８,７８２円で、前年度との比較は３億１,２８３万９,３２８円の減少であります。翌年度繰越額は７,１２７万７,０００円、不用額は１億６,４７２万３,２１８円、執行率は９７.６％であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますけれども、各節で５０万円以上のものにつきましては、その主な理由を３９ページから４４ページにかけて記載

しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

次に、１５ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税３５．１％、市税２１．９％、国庫支出金９．３％、以下、記載のとおりでございます。なお、括弧内の数字は前年度の構成比率でございます。

次に、１６ページの歳出の構成比でございますが、民生費が３４．９％、総務費１８．３％、衛生費１４．９％、以下は記載のとおりでございます。

次に、１７ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。

決算額の合計９９億２，４２９万９，０００円のうち、義務的経費は４３億１，６５６万２，０００円、全体の４３．５％を占めております。前年度との比較は７，６７３万２，０００円の減少であります。

次に、投資的経費７億８，１２１万３，０００円、前年度との比較は１億５，３００万２，０００円の減少で、構成比は７．９％であります。

次に、その他の経費４８億２，６５２万４，０００円、前年度との比較は８，３１０万５，０００円の減少で、構成比は全体の４８．６％であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが、１８ページに掲載をしております。

次に、１９、２０ページをごらんください。

この表は、平成１４年度から、国保、老人保健、後期高齢、公共下水、各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめた表でございます。

１９ページの繰出金、下から２段目の平成２９年度の欄をごらんください。

国保、後期高齢、公共下水への各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計が６億３，２０４万５，０００円であります。

１９ページから２０ページにかけての負担金の平成２９年度の欄をごらんください。

病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金は、合計で１４億２，７２４万１，０００円であります。繰出金と負担金の合計は２０億５，９２８万６，０００円であります。

一般会計決算の概要説明は以上でございます。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款国民健康保険税は、予算現額が3億8,636万9,000円に対し、調定額は4億6,518万4,848円、収入済額は3億8,624万3,639円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の12.6%を占めております。前年度との比較は2,327万6,653円の減少であります。詳細は備考欄のとおりでございます。不納欠損額は376万6,155円、前年度との比較は26万3,418円の増加であります。収入未済額は7,517万5,054円、前年度より73万1,594円の減少であります。収入率は99.9%、収納率は83%であります。

2 款国庫支出金の収入済額は5億8,384万733円、前年度との比較は56万2,588円の増加であります。

3 款療養給付費等交付金は、収入済額5,584万9,000円、前年度と比較して3,467万1,000円の減少であります。

4 款前期高齢者交付金は、収入済額が8億5,906万7,298円、前年度との比較は485万4,850円の減少であります。

5 款県支出金は、収入済額1億2,668万6,613円、前年度との比較は696万1,599円の減少であります。この主な要因は、高額医療費共同事業負担金の減少によるものでございます。

6 款共同事業交付金は、収入済額5億5,630万1,198円、前年度との比較は4,407万108円の減少であります。

7 款財産収入は、収入済額が4万1,000円、前年度と比較して3,000円の減少。

8 款繰入金は、収入済額3億7,161万764円、前年度との比較は2,091万9,017円の増加であります。この主な要因は、国保財政調整基金繰入金の増加であります。

次に、23、24ページをごらんください。

9 款繰越金は、前年度からの繰越金1億1,327万1,547円であります。

10 款諸収入は、収入済額が1,249万9,499円、主に、第三者行為収入や一般分延滞金などの収入でございます。前年度との比較は30万9,893円

の増加であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額 29 億 9,230 万 7,000 円に対し、調定額が 31 億 4,455 万 623 円、収入済額 30 億 6,541 万 1,291 円、不納欠損額 376 万 6,155 円、収入未済額が 7,537 万 3,177 円であります。収入率は 102.4%、収納率は 97.4%であります。

次に、25、26 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 6,333 万 59 円、前年度との比較は 7 万 3,365 円の減少であります。執行率は 96.4%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 18 億 1,048 万 4,468 円、支出済額全体の 62.3%を占めております。前年度との比較は 7,012 万 4,828 円の減少であります。この主な要因は、療養諸費における一般分及び退職分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は 95.8%であります。

3 款後期高齢者納付金等は、支出済額 2 億 7,866 万 7,765 円、前年度との比較は 531 万 6,302 円の減少であります。この主な要因は、後期高齢者支援金の減少によるものであります。執行率は 99.9%であります。

4 款前期高齢者納付金等は、支出済額 103 万 2,513 円、前年度との比較は 82 万 8,718 円の増加であります。執行率は 99.8%。

5 款老人保健拠出金は、支出済額 7,099 円、前年度との比較は 4,057 円の減少であります。執行率は 17.7%でございます。

6 款介護納付金は、支出済額 1 億 372 万 5,223 円、前年度との比較は 530 万 620 円の増加であります。執行率は 99.9%。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 5 億 409 万 7,688 円、前年度との比較は 4,889 万 5,971 円の減少であります。執行率は 99.7%であります。

次に、27、28 ページをごらんください。

8 款保健事業費は、支出済額 1,831 万 9,191 円、前年度との比較は 34 万 3,315 円の増加であります。執行率は 88.6%であります。

9 款諸支出金、支出済額は 3,071 万 2,143 円、前年度との比較は 1,259 万 8,655 円の増加であります。執行率は 97%であります。

10 款基金積立金は、支出済額 9,710 万 1,000 円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 1,007 万 3,000 円の増加でありま

す。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額 29 億 9,230 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 29 億 747 万 7,149 円、前年度との比較は 1 億 2,407 万 215 円の減少であります。不用額は 8,482 万 9,851 円、執行率は 97.1%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45 ページから 48 ページにかけて記載がございますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

29 ページ、30 ページのほうをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は 1 億 9,318 万 4,537 円、前年度との比較は 420 万 7,975 円の増加であります。収入率は 99.7%、収納率は 98%であります。不納欠損額は 5 万 8,987 円、収入未済額は 386 万 3,655 円であります。

2 款繰入金の収入済額は 4 億 1,561 万 9,644 円、前年度との比較は 98 万 9,563 円の増加であります。この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3 款諸収入の収入済額は 2,280 万 5,218 円、前年度との比較は 1,122 万 6,307 円の増加であります。

4 款繰越金の収入済額は 1,759 万 1,789 円、前年度からの繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額 6 億 4,978 万 4,000 円に対し、調定額は 6 億 5,312 円 3,830 円、収入済額は 6 億 4,920 万 1,188 円、不納欠損額 5 万 8,987 円、収入未済額は 386 万 3,655 円、収入率は 99.9%、収納率は 99.9%となりました。

次に、31、32 ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 997 万 5,647 円、前年度との比較は 5 万 5,538 円の減少であり、執行率は 95.1%であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は 5 億 9,887 万 4,097 円、支出総額の 93.1%を占めております。前年度との比較は 1,566 万 4,855 円の増加で

あります。

3 款諸支出金の支出済額は 3,473 万 3,735 円、一般会計への繰入金等があります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 6 億 4,978 万 4,000 円に対しまして、支出済額 6 億 4,358 万 3,479 円、不用額が 620 万 521 円、執行率は 99.0%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、49 ページから 50 ページにかけて記載してありますので、後ほどごらんください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要を御説明いたします。

33、34 ページのほうをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額、いずれも同額の 216 万 2,314 円であります。

歳入の 1 款繰入金の収入済額が一般会計からの繰入金、歳出の 1 款公債費の支出済額は市債の償還元金及び償還利子で、不用額は 1,686 円、収入率、執行率はともに 99.9%となりました。

以上、平成 29 年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明をいたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も、後ほど御参照いただきたいと思います。

なお、内容等詳細につきましては、行政常任委員会におきまして御説明をいたしますので、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩いたします。再開は 11 時 35 分からとします。

〔休憩 午前 11 時 21 分〕

〔再開 午前 11 時 35 分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河合病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（河合良之君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） それでは、議案第 62 号「平成 29 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして御説明申し上げます。

まず、決算の御説明の前に、平成 29 年度の病院稼働状況について御説明申し上げます。

平成２９年度尾鷲市病院事業会計決算書の１９ページの業務、１、業務量、
(１)稼働状況をごらんください。

平成２９年度の入院の延べ患者数は、一般病棟が５万５,４５３人、療養病棟が１万５,２１１人、合計７万６,６４４人で、前年度と比較して１,５８０人減少しております。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数１９９床に対して７６.３％、療養病棟の病床数５６床に対して７４.４％、全体の病床利用率は７５.９％で、前年度と比較して１.７ポイント減少しております。

外来の延べ患者数は９万７,９０６人で、前年度と比較して１,８０６人減少しております。

次に、２０、２１ページをごらんください。

(２)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、外科が１,６１８人、呼吸器外科が１,１１７人、耳鼻咽喉科が１人、皮膚科が２０人増加しておりますが、内科が５,４１１人、整形外科が２,５３６人、小児科が７４人、産婦人科が２０人、眼科が３４人、泌尿器科が１,３１１人減少しております。

また、外来では、内科が８,４６６人、神経内科が１,３９人、外科が１,５０人、眼科が３,７０人、精神科が３６人増加しておりますが、呼吸器外科が８２人、脳神経外科が５８人、整形外科が２,０４６人、小児科が１,３３人、産婦人科が１,５４人、耳鼻咽喉科が１,９４人、皮膚科が４,６８人、泌尿器科が２,０９人、放射線科が３人減少しております。

それでは、平成２９年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明いたします。

１、２ページをごらんください。

(１)収益的収入及び支出の収入では、第１款病院事業収益の予算額４４億２,１８４万円に対し、決算額は４３億９,４７９万８,３６０円で、予算額に比べ２,７０４万１,６４０円の減であります。

次に、支出では、第１款病院事業費用の予算額４４億４,１１０万７,０００円に対し、決算額は４４億１,５５１万８,１１３円で、不用額は２,５５８万８,８８７円であります。

次に、３、４ページをごらんください。

(２)資本的収入及び支出の収入では、第１款資本的収入の予算額３億７,００万１,０００円に対し、決算額は３億６,９９万８,０００円で、予算額に比べ３,

０００円の減であります。

次に、支出では、第１款資本的支出の予算額４億４，８８２万７，０００円に対し、決算額は４億４，３９５万２，０５２円で、不用額は４８７万４，９４８円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億３，６９５万４，０５２円につきましては、全額一時借入金で措置しております。

次に、５、６ページの損益計算書をごらんください。

１、医業収益は３８億３４３万１，３８７円、医業費用は４２億７，６４６万４，７２１円で、医業損失は４億７，３０３万３，３３４円であります。

３、医業外収益は５億８，０３４万４，８０７円、医業外費用は２億１，３２０万３，８６０円で、医業外収支は３億６，７１４万９４３円あります。

この額から医業損失を差し引いた１億５８９万２，３９１円が経常損失であります。

５、特別利益では５万８，３６７円、６、特別損失は１２万５１２円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は１億５９５万４，５３６円あります。

これに前年度繰越欠損金２７億５４万５，５９８円、５万５，５９８円を加えた当年度未処理欠損金は２８億６５０万１３４円となり、この額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、７、８ページの剰余金計算書をごらんください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の２億８５万６，０９５円あります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ３，１３０万９，４１２円、１，８２７万６，６５０円、１億６，６９６万３，７６２円あります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金１，０１５万３，０００円により、当年度末残高は２５億７，６５３万８，４２１円あります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は２７億９，３０８万８，２４５円あります。

次に、利益剰余金につきましては、当年度純損失１億５９５万４，５３６円により、当年度末残高はマイナス２８億６５０万１３４円あります。

次に、7 ページの下段の欠損金処理計算書をごらんください。

いずれも当年度処分額はありませんので、資本金の処分後残高は2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は27億9,308万8,245円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス28億650万134円であります。

次に、9 ページから11 ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、9 ページの資産の部をごらんください。

1、固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた30億6,858万6,934円であります。無形固定資産は、327万9,200円であります。(3)投資その他資産は、1,225万650円で、これら固定資産合計は30億8,411万6,784円であります。

次に、2、流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品、(4)前払金を合わせた流動資産合計は6億7,378万7,266円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は37億5,790万4,050円であります。

次に、10 ページの負債の部をごらんください。

3、固定負債の(1)企業債は、平成31年度以降償還予定の企業債20億8,445万6,068円あります。(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した2億9,234万5,557円で、固定負債合計は23億7,680万1,625円あります。

4、流動負債の(1)一時借入金は3億5,000万円で、前年度と比較して3,000万円の減であります。(2)企業債は、平成30年度償還予定の2億8,718万579円あります。(3)未払金は1億3,102万5,106円あります。(4)引当金は、イ、賞与引当金1億902万5,250円、ロ、法定福利費引当金2,032万2,627円で、引当金合計は1億2,934万7,877円あります。(5)その他流動負債は2,095万4,183円で、流動負債合計は9億1,850万7,745円あります。

5、繰延収益は、収益化累計額を差し引いた長期前受金が2億7,515万474円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は35億7,045万9,844円あります。

次に、11 ページ、資本の部をごらんください。

6、資本金は2億85万6,095円あります。

7、剰余金の（1）資本剰余金は、イ、受贈財産評価額、ロ、寄附金、ハ、国県補助金、ニ、その他資本剰余金を合計した27億9,308万8,245円であります。（2）欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の28億650万134円となり、これを資本剰余金から差し引いたマイナス1,341万1,889円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は1億8,744万4,206円、負債の部と合わせた負債資本合計は37億5,790万4,050円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上が平成29年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 次に、尾上水道部長。

〔水道部長（尾上廣宣君）登壇〕

水道部長（尾上廣宣君） 議案第63号「平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、平成29年度の水道事業の概況について御説明申し上げます。

決算書の13ページをごらんください。

平成29年度の給水戸数は9,473戸で、前年度に比べて93戸の減であり、普及率は99.9%でございます。年間総給水量は386万5,989立方メートル、前年度と比較すると、給水量で14万230立方メートルの減、有収水量で14万799立方メートルの減となっております。

有収水量減少は、大口使用料の減少が主な原因と考えております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において、倉ノ谷町、野地町、瀬木山町地内の配水管布設替工事及び向井加圧ポンプ場加圧ポンプほか取替工事、尾鷲市水道施設管理システム構築業務委託、瀬木山町地内配水管布設替工事設計業務委託を実施いたしました。

簡易水道においては、曾根町、須賀利町、古江町、賀田地内の配水管布設替工事及び早田地内配水管改良工事、三木里浄水場取水ポンプ更新工事、賀田浄水場配水流量計取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります、収益的収支では、事業収益 5 億 3,302 万 6 20 円に対し、事業費用 4 億 8,345 万 9,081 円で、差し引き 4,956 万 1,539 円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の 1 ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第 1 款水道事業収益、予算額 5 億 6,713 万 5,000 円に対し、決算額は 5 億 7,231 万 593 円で、予算額を 517 万 5,593 円上回っております。

次に、支出の第 1 款水道事業費用、予算額 5 億 2,794 万 3,000 円に対し、決算額は 5 億 1,491 万 6,569 円で、1,302 万 6,431 円の不用額を生じております。

続きまして、3 ページの (2) 資本的収入及び支出につきましては、収入の第 1 款資本的収入、予算額 1,846 万 9,000 円に対し、決算額は 1,886 万 9,440 円で、予算額より 40 万 440 円上回っております。

次に、支出の第 1 款資本的支出、予算額 3 億 2,239 万 8,000 円に対し、決算額は 3 億 1,428 万 3,005 円であり、不用額は 811 万 4,995 円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額 2 億 9,541 万 3,565 円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 771 万 1,774 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,508 万 8,650 円、減債積立金 9,261 万 3,141 円で補填いたしました。

次に、5 ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益 4 億 9,414 万 4,093 円から 2、営業費用 4 億 2,478 万 3,086 円を引いた 6,936 万 1,007 円が営業利益で、これに 3、営業外収益 3,887 万 6,527 円を加え、4、営業外費用 5,859 万 1,645 円を減額しますと、経常利益 4,964 万 5,889 円となります。この経常利益に 6、特別損失 8 万 4,350 円を減額した 4,956 万 1,539 円が当年度純利益となります。

これに前年度繰越利益剰余金 2 億 4,803 万 7,209 円と、減債積立金の取り崩しにより発生するその他未処分利益剰余金変動額 9,261 万 3,141 円を加えた 3 億 9,021 万 1,889 円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6 ページの剰余金計算書をごらんください。

資本金当年度末残高は１８億１，８０３万５，１９１円となっております。

剰余金のうち、資本剰余金につきましては、前年度末残高と同額の４，６８２万３８８円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は、補填財源として使用した９，２６１万３，１４１円を減額した２億４，８９６万６，５４２円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が未処分利益剰余金に計上されます。

建設改良積立金は、当年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金３億９，０２１万１，８８９円で、利益剰余金合計は７億１，５６１万４，３８７円となります。

次に、７ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について、本議案において、一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金３億９，０２１万１，８８９円のうち、減債積立金の使用に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分９，２６１万３，１４１円を資本金へ組み入れ、残額の２億９，７５９万８，７４８円を翌年度へ繰り越しするものでございます。

次に、８ページから１０ページまでの貸借対照表について説明いたします。

まず、８ページの資産の部であります。１、固定資産は、（１）有形固定資産から（３）投資その他の資産までの合計で５４億９５０万８，５７０円であります。

２、流動資産は、（１）現金預金から（４）その他流動資産までの合計で７億８，６９６万２，８３２円で、資産合計は６１億９，６４７万１，４０２円となります。

次に、９ページの負債の部であります。３、固定負債は、（１）企業債と（２）引当金の合計で２９億７，３０５万９，１７０円となります。

４、流動負債は、（１）企業債から（４）その他流動負債までの合計２億６，２０９万３，２９９円となり、５、繰延収益３億８，０８４万８，９６７円を合わせた負債合計は３６億１，６００万１，４３６円となります。

次に、１０ページの資本の部では、６、資本金といたしまして１８億１，８０３万５，１９１円。

７、剰余金といたしまして、（１）資本剰余金４，６８２万３８８円、（２）利益剰余金７億１，５６１万４，３８７円となり、資本剰余金と利益剰余金を加え

た剰余金合計は7億6,243万4,775円で、資本合計は25億8,046万9,966円となります。

負債資本の合計は61億9,647万1,402円となり、8ページ、二重線を引いております資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは、会計処理の基準及び手続を注記して明示しております。

以上で平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の13ページから31ページまでは決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第15、議案第64号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） 12時になりましたので、中断いたします。

〔休憩 午後 0時00分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（三鬼孝之議員） 再開いたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議案第64号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、森下龍美氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますが、教育、文化に識見を有する森下氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第15、議案第64号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号につきましては、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第16、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第18、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの諮問3件を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、諮問第２号から諮問第４号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、御説明いたします。

議案書の２０ページから２５ページをごらんください。

本市の人権擁護委員は７人の委員で構成されておりますが、そのうち３人の委員が本年１２月３１日に任期満了となることから、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある榎本隆吉氏、平山泉氏、村島洋子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問３件につきましては、人事案件でもあり、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第１６、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第２号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第１７、諮問第３号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第３号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第１８、諮問第４号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第４号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第１９、報告第８号「平成２９年度健全化判断比率及び平成２９年度資金不足比率の報告について」及び日程第２０、報告第９号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告２件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件２件について御説明いたします。

議案書の２６ページをごらんください。

報告第８号「平成２９年度健全化判断比率及び平成２９年度資金不足比率の報告について」につきましては、本市の平成２９年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

詳細につきましては、２７ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、

実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、２８ページの報告第９号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年７月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、報告案件２件の説明とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、あす９月７日から９月１０日までを休会とし、１１日火曜日午前１０時より本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

〔散会 午後 ０時１１分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 高 村 泰 徳

署 名 議 員 野 田 弘 雄